

○三木町学校給食費の徴収に関する規則

令和 5 年11月24日

教育委員会規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三木町の学校において実施する学校給食に係る学校給食費の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校とは、三木町立学校条例（昭和39年三木町条例第11号）第 1 条の三木町立小学校、三木町立中学校及び三木町立幼稚園をいう。
- (2) 学校給食とは、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第 4 条の規定により実施する学校給食及びこれらに準ずるものとして幼稚園において実施する給食をいう。
- (3) 児童等とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (5) 学校給食費負担者とは、学校給食を受ける児童等の保護者及び教職員等その他学校給食を受ける者をいう。

(学校給食の申込み)

第 3 条 学校給食を受けようとする児童等の保護者は、学校給食を受けようとする日の 5 日（三木町立学校の管理運営に関する規則（昭和33年三木町教育委員会規則第10号）第 3 条に規定する休業日（以下「学校休業日」という。）を除く。）前までに、町長に三木町学校給食申込書（様式第 1 号）を提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、児童等に対して学校給食を実施することができる。
- 3 児童等以外の教職員等又は教職員等以外の者で別に定めるところにより、学校等と事前に協議をし、町長が適当と認めるものは、学校給食を受けようとする日の 5 日（学校休業日を除く。）前までに、町長に三木町学校給食申込書（教職員等用）（様式第 2 号）又は三木町学校給食申込書（臨時喫食者用）（様式第 3 号）を提出しなければならない。
- 4 第 1 項に規定する申込書の記載内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに、町長に三木町学校給食申込事項変更届（様式第 4 号）を提出しなければならない。ただし、保護者に関する記載内容が変更になる場合は、改めて三木町学校給食申込書（様式第 1 号）を、町長に提出しなければならない。
- 5 第 3 項に規定する申込書の記載内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに、町長に三木町学校給食申込事項変更届（教職員等用）（様式第 5 号）を提出しなければならない。また、臨時喫食者の申込者が変更になる場合は、改めて三木町学校給食申込書（臨時喫食者用）（様式第 3 号）を、

町長に提出しなければならない。

(学校給食費の徴収)

第4条 町長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

(学校給食の実施予定回数)

第5条 一の年度において学校給食の実施を予定する回数（以下「年間実施予定回数」という。）は、三木町教育委員会が年度当初に定めるものとする。

(学校給食費の額)

第6条 1 食当たりの学校給食費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 幼稚園の園児及び第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）の提出をした教職員等で町長が適当と認める者 280円
- (2) 小学校の児童及び第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）の提出をした教職員等で町長が適当と認める者 285円
- (3) 中学校の生徒及び第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）の提出をした教職員等で町長が適当と認める者 325円
- (4) 前3号に掲げる者のほか、第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（臨時喫食者用）（様式第3号）の提出をした教職員等以外の者で町長が適当と認める者 前3号のうち提供を受ける学校給食の区分に応じ、当該各号に定める額

2 学校給食費負担者が一の年度において納付すべき学校給食費の額（以下「年間納付額」という。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1食当たりの学校給食費の額に一の年度において実際に学校給食を実施した回数（以下「年間実施回数」という。）を乗じて得た額とする。

(学校給食費の額の通知)

第7条 町長は、前条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1食当たりの学校給食費の額に年間実施予定回数（転入その他の事由により年度の途中から学校給食を受ける場合にあっては、当該転入その他の事由が生じた日から当該年度の末日までに学校給食の実施を予定する回数）を乗じて得た額を年間納付予定額として決定したときは、速やかに三木町学校給食費年間納付予定額決定通知書（様式第6号）により当該学校給食費負担者に通知するものとする。この場合において、年間実施回数が、年間実施予定回数と異なることとなったときは、当該年度において納付すべき学校給食費の額について、必要な調整を行うものとする。

2 町長は、前項前段の規定により通知した年間納付予定額を変更したときは、三木町学校給食費年間納付予定額変更決定通知書（様式第7号）により当該学校給食費負担者に通知するものとする。

(学校給食費の納付)

第8条 学校給食費の納付期限及び納付額は別表に掲げるとおりとする。ただし、口座振替の場合、納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

2 学校給食費の納付は、口座振替又はクレジットカード払いの方法その他町長が適当と認める方法により納付するものとする。その納付方法は指定納付受託者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第4号の規定により学校給食費の収納の事務の委託を受けた者をいう。）に所定の用紙を申請して行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第6条第1項第4号に掲げる者に係る学校給食費の納付期限及び納付額については、町長はその者に別に通知する。

（学校給食費の減免）

第9条 町長は、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食を受ける児童等が飲用牛乳の提供を受けることができないときにあっては、1食当たりの学校給食費の額から飲用牛乳に係る1食当たりの経費に相当する額を減額し、飲用牛乳の提供のみを受けるときにあっては、1食当たりの学校給食費を飲用牛乳に係る1食当たりの経費に相当する額に減額することができる。

2 前項の規定により学校給食費の減額を受けようとする学校給食費負担者は、事前に学校とその対応を協議した上で、当該減額を受けようとする月の前月15日（当該日が学校休業日に該当する場合は、その前日）までに、三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書（様式第8号）を、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額可否決定通知書（様式第9号）により、当該申請をした者にその決定内容を通知するものとする。

4 前項の規定により食物アレルギー等に係る学校給食費の減額の決定通知を受けた場合において、減額の必要がなくなったときは、速やかに三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額停止届（様式第10号）を、町長に提出しなければならない。

5 第3条第3項の規定による三木町学校給食申込書（教職員等用）（様式第2号）の提出をする者で町長が適当と認めるものが、飲用牛乳の提供を受けない場合は、提出をする申込書にその旨を記載しなければならない。町長は、当該申込書の提出を受けたときは、1食当たりの学校給食費の額から1食当たりの飲用牛乳に係る経費に相当する額を減額することができる。

6 第1項及び前項に定める場合のほか、町長が認めるときは、学校給食費を減額又は免除することができる。

（学校給食費の年間納付予定額の変更等）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定にかかわらず、年間納付予定額の変更その他必要な調整を行うことができる。

（1）病気等のやむを得ない理由により、連続して5日以上、学校給食の停止を希望する場合において、当該停止を希望する日の5日（学校休業日を除く。）前までに、学校給食を受けない旨を三木町学校給食（停止・再開）届（様式第11号）又は三木町学校給食（停止・再開）届（教職員等用）（様式第12号）により、町長に提出したとき。

- (2) 児童等が転入、転出その他の事由により、年度の途中から学校給食を受けるとき又は受けることができなくなるとき。
- (3) 気象警報の発令等により学校給食を受けなかったとき。
- (4) 感染症等による学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖により学校給食を受けなかったとき。
- (5) 災害その他の事由により、町が学校給食を実施しなかったとき。
- (6) その他町長が必要と認めるとき。

2 前項第2号の規定のうち、児童等が転出その他の事由により、年度の途中から学校給食を受けられなくなる場合は、事前に三木町学校給食（停止・再開）届（様式第11号）を、町長に提出しなければならない。

3 年間納付額の変更その他必要な調整については、原則として、当該年度の第10期（町外への転出等により年度の途中に学校給食を受けなくなったときは、三木町学校給食停止届を受理した日以後に最初に到来する期別（当該受理日が当該期別属する月の8日（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の前日）を過ぎている場合は、次に到来する期別））の納付額を変更することにより行うものとする。

（学校給食費に係る過誤納金の還付又は充当）

第11条 町長は、学校給食費負担者から納付された学校給食費に過誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、当該過誤納金を遅滞なく当該学校給食費負担者に還付するものとする。ただし、当該学校給食費負担者の未納に係る徴収金があるときは、当該過誤納金はその未納に係る徴収金に充当する。

2 町長は、前項の規定により過誤納金の還付又は充当の決定をしたときは、当該学校給食費負担者に、三木町学校給食費過誤納金還付（充当）通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

期別	納付期限		納付額
	口座振替	クレジットカード 払い	
第1期（6月）	6月25日	各クレジットカード	期別ごとに、年間納付予定額を10で除して得た額 （転入その他の事由により年度の途中から学校給
第2期（7月）	7月25日	ド会社の支払日に	

第3期（8月）	8月25日	準じる。	食を受ける場合にあっては、1食当たりの額に当該 転入その他の事由が生じた日から当該年度の末日 までに学校給食の実施を予定する回数に乗じて得 た額を当該年度内に当該学校給食費負担者が納付 すべき期別の回数で除して得た額）（100円未満の 端数がある場合は、これを切り上げた額）
第4期（9月）	9月25日		
第5期（10月）	10月25日		
第6期（11月）	11月25日		
第7期（12月）	12月25日		
第8期（1月）	1月25日		
第9期（2月）	2月25日		
第10期（3月）	3月25日		年間納付額から、第1期から第9期までの納付すべ き額を合計した額を控除して得た額。ただし、控除 して得た額が零を下回る場合は、当該下回る額を、 未納額がある場合は当該未納額に充当し、なお残額 があるときはその額を当該学校給食費負担者に還 付するものとする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

三木町学校給食申込書

（宛先）三木町長

年 月 日

下記の注意事項及び承諾事項に同意の上、三木町学校給食費の徴収に関する規則第 3 条第 1 項の規定により学校給食を申し込みます。

保護者 (学校給食費負担者)	ふりがな					児童等から みた続柄	
	氏名 (自署)						
	住所						
	電話番号						
児童等	ふりがな						
	氏名						
	生年月日	年		月		日	
	学校等名			学年		組	

右記に該当の場合はチェックしてください。	☐ 食物アレルギー等の原因により、学校給食を申し込みません。常に弁当を持参します。
----------------------	--

- 【注意事項】
- ・この申込書は、児童等が三木町立の小中学校及び幼稚園に在籍する期間中有効となります。
 - ・学校給食費の滞納が生じたときは、法的措置を講じることがあります。
 - ・食物アレルギー等がある場合は、必ず学校等と事前に協議をしてください。
- 【承諾事項】
- ・この申込書をもって、三木町及び三木町教育委員会が有する個人情報（住民基本台帳情報、学齢簿情報、就学援助情報、就学奨励情報、生活保護情報、児童手当及び特例給付に係る情報）を学校給食事業の実施のために必要な範囲で、三木町学校給食担当課に提供することに承諾します。また、学校給食費を滞納した場合、三木町学校給食担当課が当該債権の調査に必要な範囲において学校給食費負担者及び同一生計世帯員の個人情報を調査し使用することに承諾します。
 - ・この申込書をもって、学校給食費の実施のために必要な範囲で、学校に照会することに承諾します。また、学校給食費を滞納した場合、滞納額や滞納理由、世帯状況等を把握するために、三木町及び三木町学校給食担当課と学校が互いに知り得ている情報を共有することに承諾します。
 - ・この申込書をもって、学校給食費収納業務を委託している _____ に収納業務の実施のために必要な範囲で情報を提供することに承諾します。

児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書

（宛先）三木町長

私は、万一、学校給食費を滞納した場合、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項（附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、町長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。）から、その支払期日をもって当該滞納する学校給食費の支払いに充てることを申し出ます。なお、この申出の撤回を行わない限りにおいて、この申出に基づき、児童手当等から学校給食費の支払いに充てることに同意します。

年 月 日

児童手当受給者（保護者等）

氏名（自署） _____

住所 _____

様式第2号（第3条関係）

（教職員等用）

三木町学校給食申込書

（宛先）三木町長

年 月 日

下記の注意事項及び承諾事項に同意の上、三木町学校給食費の徴収に関する規則第3条第3項の規定により学校給食を申し込みます。

申込者 (学校給食費負担者)	ふりがな	
	氏名 (自署)	
	住所	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
	勤務先 (学校等・共同調理場)	
	右記の区分のうち該当するものにチェックをしてください。	☐ 学校給食を申し込みます。 ☐ 飲用牛乳を除き、学校給食の提供を申し込みます。
	区分	☐ 常勤 ☐ 非常勤（週の喫食回数 回）
備考		

右記に該当の場合はチェックしてください。	☐ 学校給食を申し込みません。常に弁当を持参します。
----------------------	---

【注意事項】

- ・学校給食費の滞納が生じたときは、法的措置を講じることがあります。

【承諾事項】

- ・この申込書をもって、三木町及び三木町教育委員会が有する個人情報を学校給食事業の実施のために必要な範囲で、三木町学校給食担当課に提供することに同意します。また、学校給食費を滞納した場合、三木町学校給食担当課が当該債権の調査に必要な範囲において、学校給食費負担者の個人情報を調査し使用することに承諾します。
- ・この申込書をもって、学校給食費収納業務を委託している に収納業務の実施のために必要な範囲で情報を提供することに承諾します。

様式第3号（第3条関係）

（臨時喫食者用）

三木町学校給食申込書

（宛先）三木町長

年 月 日

学校給食の申込に際し、事前協議が調ったため、下記の注意事項及び承諾事項に同意の上、三木町学校給食費の徴収に関する規則第3条第3項の規定により学校給食を申し込みます。

申込者 (学校給食費負担者)	住所	
	団体名	
	(代表者) 氏名 (自署)	
	電話番号	

☐ 個人用

ふりがな	
喫食者名	
喫食日・期間	年 月 日（から 年 月 日まで）
喫食場所	

☐ 団体用

ふりがな	
団体名称・代表者氏名	
喫食日	年 月 日
喫食人数（食数）	
喫食場所	

【注意事項】

- ・団体で申し込む場合は、当該団体において1部作成し、三木町学校給食担当課（ ）へ提出してください。
- ・学校給食費の滞納が生じたときは、法的措置を講じることがあります。
- ・学校給食費の請求は、喫食する食数分まとめて学校給食費負担者宛に納付書を交付することにより行います。

【承諾事項】

- ・この申込書をもって、三木町及び三木町教育委員会が有する個人情報を学校給食事業の実施のために必要な範囲で、三木町学校給食担当課に提供することに同意します。また、学校給食費を滞納した場合、三木町学校給食担当課が当該債権の調査に必要な範囲において、学校給食費負担者の個人情報を調査し使用することに承諾します。
- ・この申込書をもって、学校給食事業の実施のために必要な範囲で、喫食場所となる学校等へ情報を提供することに同意します。

様式第4号（第3条関係）

三木町学校給食申込事項変更届

（宛先）三木町長

年 月 日

既に提出した三木町学校給食申込書の記載事項に変更が生じたので、三木町学校給食費の徴収に関する規則第3条第4項の規定により次のとおり届けます。

保護者 (学校給食費負担者)	ふりがな					
	氏名 (自署)					
	住所					
	電話番号					
提供を受ける 児童等	学校等名		学年		組	
	ふりがな		生年月日	年 月 日		
	児童等氏名					

変更事由発生年月日		年 月 日	
※該当するものに○をしてください。		変更前	変更後
1	住所の変更		
2	氏名の変更		
3	学校の変更		
4	その他 ()		

【注意事項】

- ・学校給食費負担者の変更及び「児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書」の記載事項に変更がある場合は、改めて三木町学校給食申込書（様式第1号）を提出してください。
- ・学校給食を受ける者1人につき1枚ずつ記入してください。
- ・この届は、原則として変更事由の発生前に提出してください。
- ・この届は、町内転校（園）の場合は転校（園）前に在学している学校へ、転校（園）が確定次第速やかに提出してください。アレルギー等の対応については、転校（園）後の学校等とも協議の上、三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書（様式第8号）の提出が必要です。
- ・「3 学校の変更」は、幼稚園から小学校、小学校から中学校に進学する場合を除きます。
- ・町立学校（園）以外へ転校される場合は、三木町学校給食（停止・再開）届（様式第11号）を提出してください。

様式第5号（第3条関係）

（教職員等用）

三木町学校給食申込事項変更届

（宛先）三木町長

年 月 日

既に提出した三木町学校給食申込書の記載事項に変更が生じたので、三木町学校給食費の徴収に関する規則第3条第5項の規定により次のとおり届けます。

申込者 (学校給食費負担者)	ふりがな	
	氏名 (自署)	
	住所	
	電話番号	

変更事由発生年月日		年 月 日	
※該当するものに○をしてください。		変更前	変更後
1	住所の変更		
2	氏名の変更		
3	配置換えによる学校等の変更		
4	その他 ()		

【注意事項】

- ・学校給食の提供を受ける者1人につき1枚ずつ記入してください。
- ・この届は、原則として変更事由の発生前に提出してください。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

様

三木町長

三木町学校給食費年間納付予定額決定通知書

年度の学校給食費について、次のとおり決定しましたので、三木町学校給食費の徴収に関する規則第7条第1項の規定により通知します。

会計年度	年度	納付方法	
------	----	------	--

学校給食費負担者の氏名	
学校給食の提供を受ける者の氏名	
(三木町立 学年 組)	

期別	納付額	納付期限	
		口座振替	クレジットカード
第1期	円	年 月 日	各クレジットカード 会社の支払日に準じ る。
第2期	円	年 月 日	
第3期	円	年 月 日	
第4期	円	年 月 日	
第5期	円	年 月 日	
第6期	円	年 月 日	
第7期	円	年 月 日	
第8期	円	年 月 日	
第9期	円	年 月 日	
第10期	円	年 月 日	

口座情報（クレジットカード納付の方は還付用口座の情報です。）

金融機関名		預金種目	
支店名		口座番号	
口座名義人			

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

様

三木町長

三木町学校給食費年間納付予定額変更決定通知書

年度の学校給食費について、次のとおり変更しましたので、三木町学校給食費の徴収に関する規則第7条第2項の規定により通知します。

会計年度	年度	納付方法	
------	----	------	--

学校給食費負担者の氏名	
学校給食の提供を受ける者の氏名	
(三木町立 学年 組)	

変更理由	
------	--

期別	納付額		納付期限	
	変更前	変更後	口座振替	クレジットカード
第1期	円	円	年 月 日	各クレジットカード会社の支払日に準じる。
第2期	円	円	年 月 日	
第3期	円	円	年 月 日	
第4期	円	円	年 月 日	
第5期	円	円	年 月 日	
第6期	円	円	年 月 日	
第7期	円	円	年 月 日	
第8期	円	円	年 月 日	
第9期	円	円	年 月 日	
第10期	円	円	年 月 日	

様式第 8 号（第 9 条関係）

三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額申請書

（宛先）三木町長

年 月 日

三木町学校給食費の徴収に関する規則第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり食物アレルギー等に係る学校給食費の減額を申請します。

保護者 (学校給食費負担者)	ふりがな						
	氏名 (自署)						
	住所						
	電話番号						
提供を受ける 児童等	学校等名			学年		組	
	ふりがな			生年月日	年 月 日		
	児童等氏名						
○減額に係る給食区分について、次の該当する番号に○をつけてください。							
1 次の食品の提供を中止 ☐ 飲用牛乳 2 飲用牛乳のみ提供を受けます。（主食及びおかず等については、常に弁当を持参します。）							
○減額を申請する理由について、次の該当する番号に○をつけてください。							
1 食物アレルギーのため 2 その他（ ）							
開始希望月	年 月						

【備考】

- ・食物アレルギー、乳糖不耐症、宗教上の理由等による食品の除去等の具体的な対応については、必ず学校等と協議した上で決定し、その後、この申請を行ってください。
- ・この申請書を提出する前に、事前に学校等とその対応を協議する必要があるため、転校（園）した場合及び小中学校に進学した場合については、三木町立の学校であっても、改めて提出する必要があります。
- ・飲用牛乳のみ減額が可能です。アレルギー源を含む食品を除いた除去食対応や代替食の場合や、献立によっておかず等の一部を弁当で持参する場合については、減額の対象になりません。
- ・減額の開始を希望する月の前月の 15 日（学校休業日に当たるときは、その日の前の学校休業日でない日）までに提出してください。

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

様

三木町長

三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった減額の申請については、次のとおり決定したので、三木町学校給食費の徴収に関する規則第9条第3項の規定により通知します。

学校（園）名		学年		組	
ふりがな		生年月日	年 月 日		
児童等氏名					
決定内容					
理由					
減額後の金額	別添通知書のとおり				

【備考】

- ・ 申出がない限り、在籍している学校（園）を卒業（園）するまで有効です。転校（園）した場合及び小中学校へ進学した場合については、三木町立間であっても、再度手続きが必要になりますので、ご注意ください。
- ・ 減額される額については、学校給食費の額の改定の有無にかかわらず、年度によって異なることがあります。

様式第 10 号（第 9 条関係）

三木町食物アレルギー等に係る学校給食費減額停止届

（宛先）三木町長

年 月 日

食物アレルギー等に係る学校給食費の減額を申請し、その決定の通知を受けておりましたが、減額の必要がなくなったため、三木町学校給食費の徴収に関する規則第 9 条第 4 項の規定により、次のとおり届けます。

保護者 (学校給食費負担者)	ふりがな					
	氏名 (自署)					
	住所					
	電話番号					
児童等	学校等名		学年		組	
	ふりがな		生年月日	年 月 日		
	児童等氏名					

停止希望年月日	年 月 日
【理由】 1 食物アレルギー等の治癒 2 その他（ ）	

【注意事項】

- ・食物アレルギーの治癒等により、食品の除去が不要となった場合の学校給食の再開時期については、必ず学校等と協議の上、停止希望年月日を記載してください。

様式第 11 号（第 10 条関係）

三木町学校給食（停止・再開）届

（宛先）三木町長

年 月 日

学校給食を（停止・再開）したいので、三木町学校給食費の徴収に関する規則第 10 条第 1 項第 1 号の規定により次のとおり届けます。

保護者 (学校給食費負担者)	ふりがな					
	氏名 (自署)					
	住所					
	電話番号					
提供を受ける 児童等	学校等名		学年		組	
	ふりがな		生年月日	年 月 日		
	児童等氏名					
停止	停止の理由	1 長期欠席（連続して 5 日以上） 2 転出・三木町立学校（園）以外への転校（園） 3 その他（ ）				
	停止希望年月日	年 月 日				
再開	再開希望年月日	年 月 日				

【備考】

- ・学校給食の停止又は再開は、学校がこの届を受領した日の 5 日後からとなります（三木町立学校の管理運営に関する規則（昭和 33 年三木町教育委員会規則第 10 号）第 3 条に規定する休業日を除く。）。そのため、提出日及びその翌日からの 4 日間の学校給食費については、喫食されない場合でも、原則、徴収いたします。
- ・病気等のやむを得ない理由により、連続して 5 日以上、学校給食の停止を希望する場合は、当該停止を希望する日の 5 日（三木町立学校の管理運営に関する規則第 3 条に規定する休業日を除く。）前までにこの届を、提出してください。
- ・この届は、連続した 5 日未満の欠席については提出の必要はありません。

様式第 12 号（第 10 条関係）

（教職員等用）

三木町学校給食（停止・再開）届

（宛先）三木町長

年 月 日

学校給食を（停止・再開）したいので、三木町学校給食費の徴収に関する規則第 10 条第 1 項第 1 号の規定により次のとおり届けます。

申込者 (学校給食費負担者)	ふりがな	
	氏名 (自署)	
	住所	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
	勤務先	
停止	停止の理由	1 長期休暇（連続して 5 日以上） 2 その他（ ）
	停止希望年月日	年 月 日
再開	再開希望年月日	年 月 日

【備考】

- ・学校給食の停止又は再開は、学校がこの届を受領した日の 5 日後からとなります（三木町立学校の管理運営に関する規則（昭和 33 年三木町教育委員会規則第 10 号）第 3 条に規定する休業日を除く。）。そのため、提出日及びその翌日からの 4 日間の学校給食費については、喫食されない場合でも、原則、徴収いたします。
- ・病気等のやむを得ない理由により、連続して 5 日以上、学校給食の停止を希望する場合は、当該停止を希望する日の 5 日（三木町立学校の管理運営に関する規則第 3 条に規定する休業日を除く。）前までにこの届を、提出してください。
- ・この届は、連続した 5 日未満の休暇については提出の必要はありません。

様式第 13 号（第 11 条関係）

年 月 日

様

三木町長

三木町学校給食費過誤納金還付（充当）通知書

学校給食費について、下記のとおり還付（充当）がありますので、三木町学校給食費の徴収に関する規則第 11 条第 2 項の規定により通知します。

会計年度	年度
------	----

学校等名		還付先 口座	
			口座番号
学校給食を受ける者氏名			

納めすぎている額（過誤納金） A	円	充当額（未納額） B	円	お返しする額（還付額） C (A-B)	円
---------------------	---	---------------	---	------------------------	---

過誤納金内訳（A の内訳）					未納額内訳（B の内訳）	
期別	納付済額	納付すべき額	納めすぎている額	納付年月日	期別	充当額
合計	円	円	円		合計	円

【備考】

- ・過誤納金は、未納額がある場合はその未納額に充当し、充当してもなお残額があるときは、その額を還付するものとします。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 3 条関係)

様式第 5 号 (第 3 条関係)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

様式第 8 号 (第 9 条関係)

様式第 9 号 (第 9 条関係)

様式第10号 (第 9 条関係)

様式第11号 (第10条関係)

様式第12号 (第10条関係)

様式第13号 (第11条関係)